

菊陽町農業委員会議事録

令和5年4月10日（月）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年4月10日（月）午後1時30分から午後2時40分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 議案第1号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について |
| (4) 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| (5) 報告第2号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

2番 山川 登	3番 阪田 典人	4番 坂本 孝則
5番 原 正輝	6番 相馬 和幸	7番 高木 浩義
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員（1人）

1番 岩下久美夫

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣
農政課職員 高山 勇

令和5年度第1回菊陽町農業委員会会議録 議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

＜あいさつ＞

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上係長を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。
議案書2ページの議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字東ノ前2656番
地 目：田
転用面積：3, 270 m²
転用目的は、農業用施設（貸農業用倉庫及び貸作業場）です。

この議案につきましても、現地調査を3月31日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業振興地域の農用地区域で原則転用は不許可ですが、農業用施設用地に軽微な変更を行った農地であり、農業用施設であれば代替性を検討の上転用可能と判断しております。

代替地については、周辺の一種農地を検討されましたが、取得の目途が立たず、本申請地となりました。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第1号の番号1について、4番委員が説明します。
申請者は本町の認定農業者である農業生産法人の前代表者で、当該法人は町内で延べ約10haに人参を作付けして営農をされています。現在は後継者が代表を務めており、TSMC関連企業の進出により既存選果場の移転を求められたことから、今回の選果場を整備する計画です。周辺耕作者との協議も済んでいることであるため周辺農地への影響に特段問題はないと思われますの

で、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

■事務局 補足です。貸農業用倉庫としての転用で、法人へ貸し付ける計画です。

◎議長 何か質問はありませんか？ ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字上中野5448番3
地目：田
転用面積：1, 091 m²
転用目的は、駐車場です。
権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を3月31日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は第一種農地です。
(10ha以上の広がりがある農地・基盤整備済みの農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は 10 ha 以上の広がりがある農地で第 1 種農地であり、原則転用は不許可ですが、転用の例外規定である「既存敷地の拡張」の拡張にあたるため代替性を検討した上で転用可能となっています。

今回は既存工場付近の宅地や山林を検討されましたが、取得の目途がたたなかつたため本申請地となりました。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 9 番委員 議案第 2 号の番号 1 について、9 番委員が説明します。
申請者は熊本市に本社を置き、町名に工場を置く加工食品の製造・販売を行う事業者です。社員 180 名で年間商品取扱数量は 250 t を超えており、近年の加工食品の需要増で配送拠点の拡大が必要になったことから、今回の申請で大型トラックの駐車場を整備する計画になっています。今回の転用では東側に農地がありますが、雨水は敷地内に浸透枠を設置して処理することになります。特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めることがあります。何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第 2 号の番号 2 を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書 3 ページの議案第 2 号 番号 2 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字下石ヶ迫 2442 番 1 外 7 筆

地 目：田・畠

転用面積：10, 843 m²

転用目的は、原木貯木場及び原木選別装置です。
権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を3月31日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P13をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は第一種農地です。
(10ha以上の広がりがある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがある農地で第一種農地であり、原則転用は不許可ですが、既存敷地の拡張にあたるため、代替性の検討を行ったうえで転用可能となっています。

代替性については、町内・外の山林を中心に検討されましたが、取得の目途がたたなかつたため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員 議案第2号の番号2について、2番推進委員が説明します。
申請者は熊本市に本社を置き、町内に貯木場を置く法人です。近年建築木材の国内需要が伸びており、貯木場が手狭になってきたことから既存敷地を拡張する計画です。周辺には農地がありますが雨水は敷地内で浸透枠を設置して敷地内処理されることになっており、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次の議案に移ります前に、次の議案については議長と関係がある案件になることから、次の議案の審議に限り、職務代理者に議長を務めていただきたいと思います。それでは職務代理者よろしくお願ひします。

(議長交代)

◎議長代理 それでは次の案件については、私の方で進行をさせていただきます。
委員の皆さまのご協力をお願ひいたします。
議案第2号の番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書4ページの議案第2号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字上前通5146番2 外2筆

地 目：畑

転用面積：5, 994 m²

転用目的は、農業用管理施設・農業倉庫です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を3月31日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P17をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不許可ですが、農業用施設用地に軽微な変更を行った農地であり、農業用施設であれば転用可能と判断し

ております。

代替性については、町内の山林や宅地を中心に検討されましたが、取得の目途がたたなかつたため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長代理 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 8番推進委員 議案第2号の番号3について、8番推進委員が説明します。
申請者は本町の認定農業者である農業生産法人で、現在延べ15haで人手を作付けする経営をされています。既に後継者が代表を務めており、今回は県道の拡張にあたり既存の選果場が移転を求められたことと併せ、今後営農規模拡大に対応するため新たな選果場を整備する計画になっています。雨水は敷地内に浸透枡を設置して処理されることになっており、万一のオーバーフローの排水についてもおおきく土地改良区と協議済みで特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長代理 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める。何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

それではここで議長の席をお返ししたいと思います。

(議長交代)

職務代理者、議長代理の対応ありがとうございました。ここからは引き続き私の方で議長を務めさせていただきます。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進める目的として法律で定められています。

す。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和5年3月31日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP12をご覧ください。

利用権設定が13件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP13、別紙報告のP2からP7をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP14～P15、別紙報告のP8からP19をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は6件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時40分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年4月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人